

# 電子申告に関する要望事項 (e-Tax 編)

令和元年 6 月 26 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会



はじめに

電子申告制度は平成 16 年に運用が開始され、これまで利便性向上のため様々な施策が実施されてきたなかで、平成 30 年 3 月 28 日に「所得税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 7 号)」が参議院本会議で可決・成立したことにより、大法人の電子申告の義務化が実現された。また、中小法人についても、平成 30 年 3 月末に改訂された『行政手続きコスト』削減のための基本計画』において、電子申告の利用率 85%以上の数値目標が掲げられている。

これらの目標を達成するために、e-Tax の使い勝手の大幅改善、地方税との情報連携の徹底、電子納税の一層の推進といった利便性向上策が示され、既に勘定科目内訳明細書の提出データ形式の柔軟化、イメージデータ送信の容量拡大、e-Tax 受付時間の拡大、QR コードの出力による納付手段の拡充などが実施され、本年 10 月には相続税の e-Tax 対応も予定されている。

日税連では毎年、電子申告の問題点及び課題を抽出し、要望事項として取りまとめて国税庁及び地方税共同機構に対して提出するとともに、税理士会員に対して電子申告の重要性の周知、無料相談会場での e-Tax の使用を推奨するなど電子申告の更なる利用拡大に努めている。また、平成 29 年 1 月より第四世代税理士用電子証明書の発行を開始し、既に 80%以上の税理士会員が取得しているが、全ての税理士会員が税理士用電子証明書を使って電子申告を行うという目標の達成に向けて日々取り組んでいる。

今後、大法人の電子申告の義務化だけでなく、行政手続きのオンライン原則が掲げられているなかで、日税連においても、まだ電子申告を利用していない税理士を利用に向かわせること、また、紙媒体で添付書類を別送している税理士が全ての申告・申請書類を電子的に送信できるようにすること、関与先企業に納税手続きを中心とした電子申告の利用を促していくことが急務である。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士に限られていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点と解決策を国税当局と協議し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに納税者の視点からも要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での利便性を追及したものである。利用者が各種行政手続きのオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となることから、今回の要望事項が実現されることを強く望むものである。

## 【重要要望項目】

### （税理士資格の証明）

#### 1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること。

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第33条の規定の趣旨に基づき、その身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

そのため、税理士が申告書等の電磁的記録に電子署名を行うときにも、書面における署名押印と同様に、税理士の身分と責任を明らかにする義務が生じる。国が税理士に独立した公正な立場を求めるとともに無償独占制度を認めており、前述の考え方は税理士制度全体に関わるものであり、費用等を考慮しつつも具体的に実現させる必要がある。

したがって、税理士法第33条において税理士資格を証明できる電子証明書の送信を義務付けるか、少なくとも電子的に税理士であることを証明できる仕組みを設ける必要がある。

### （行政手続きの電子化関係）

#### 2. 行政手続きの電子化に際して、円滑な税務代理が行えるよう配慮すること。

##### （1）マイナポータルについて

令和3年1月より、マイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携が予定されており、今後、納税者自身が確定申告書等作成コーナーを利用した所得税確定申告書の作成には大きな利便性向上が見込まれる。税理士が税務代理を行う場合にも、マイナポータルに集約される納税者の情報の円滑な取得を可能とすること。

##### （2）行政手続きのオンライン・ワンストップ化について

現在、検討が進められている社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化、法人設立ワンストップ、法人デジタルプラットフォームの構築など、行政手続きのオンライン・ワンストップ化を進めていく過程においては、手続きの実態を踏まえ、税理士が代理で手続きを行うことができるよう配慮すること。

### （e-Tax 利用の簡便化に伴うセキュリティ強化関係）

#### 3. メッセージボックスのセキュリティ強化に関し以下の改善を図ること。

##### （1）「振替納税のお知らせ」について（新規）

税理士による代理送信や、ID・パスワード方式で申告した者は電子証明書を所持していないため「振替納税のお知らせ」を確認することができない。「振替納税結果」の確認には電子証明書による認証を要しないことから、「振替納税のお知らせ」も同様に電子証明書による認証を不要とするか、税理士が代理送信した者については税理士のメッセージボックスへも転送するなどの確認手段を講じること。

## (2) 「受信通知」からの送信データのダウンロードについて（新規）

税理士が交代した場合に納税者が電子証明書を所持していなければ、新たに委嘱を受けた税理士は受信通知から過去の申告内容を確認することができない。このため、申告書等閲覧サービスをオンラインで完結できる仕組みを設けるなど、納税者の過去の申告内容を速やかに確認できる手段を講じること。

## (3) 転送設定の改善（新規）

納税者が委任関係の登録手続きで「納税者カナ氏名（税理士表示用）」を変更しなければ、「申告のお知らせ」の転送先である税理士のメッセージボックスには「納税用カナ氏名」が表示される。これを1件ずつ視認することは非常に困難であり、また、委任関係の解除時に誤って選択する虞があることから、初期表示名を利用者情報から自動で取得できる漢字氏名等にするなど、識別のし易さを向上させること。

## (4) e-Tax 仕様公開について（新規）

「申告のお知らせ」の転送設定について、ソフトウェア開発業者へ仕様公開されたのは「委任関係の登録」までであり、税理士が行う「委任関係の承認」については e-Tax ホームページで別途行う必要があるため、追加の仕様公開を行うこと。

## (5) ID・パスワード方式で申告した者への対応

ID・パスワードで申告した納税者はメッセージボックス内に格納される「申告のお知らせ」など申告に必要な情報を閲覧できないことから改善を図ること。

## (添付書類)

### 4. 添付書類等のイメージデータによる送信について改善を図ること。

イメージデータで提出できる書類は、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成書類が対象となっている。このため、イメージデータにより提出ができない書類については、別途郵送等で書面により提出せざるを得ない。利用者の利便性向上のため、別途税務署より提出を求められる書類や任意で提出する添付書類など、現状では電子的に送信できない全ての書類についてイメージデータでの提出を可能とすること。

## (メッセージボックス関係)

### 5. メッセージボックスについて以下の改善を図ること。

#### (1) e-Tax 利用時間外の閲覧

メッセージボックスについては24時間365日閲覧できるようにすること。

## (2) 還付金処理状況について

「還付金処理状況」は最終更新から1カ月間の閲覧が可能となっている。しかしながら、翌期の確定申告の際に必要な情報であるため、それまで閲覧期間を延長するか、「申告のお知らせ」へ記載するなど、オンラインで確認できる手段を講じること。

## (3) 受信通知の表記の改善

現在、詳細確認画面名が「メッセージ詳細（受信通知）」、本文のタイトルが「メール詳細」となっている表記を「受信通知」に変更し、税務署が受領したことが分かりやすい表記に改善すること。

## (4) 電子申請等証明書について（新規）

- ① 電子申請等証明書は、納税者のメッセージボックスに格納される受信通知からのみしか交付請求できない。メッセージボックスのセキュリティ強化に伴い、納税者が電子証明書を所持していない場合でも電子申請等証明書をダウンロードできるよう、税理士のメッセージボックスに格納される受信通知からも交付請求を可能とすること。
- ② 電子申請等証明書データを受け入れている金融機関が少なく、活用場面がない。このため、電子申請等証明データシートを活用できる手段を講じること。また、電子申請等証明書データを受け入れている金融機関について e-Tax ホームページで公開すると共に、広く活用されるよう金融機関に対して協力を仰ぐこと。

## (5) メッセージボックスの発展的なシステムの構築

現在の電子申告システムは、取下書や単独で送付する説明資料等（請求書、契約書等）の法定外文書を税務署窓口へ提出する必要がある。これらの文書を電子的に送信することが可能になると、納税者の事務手続面での利便性が大きく向上し、また、税務署からの照会文書の送付及び回答に活用できることが想定される。このため、上記文書について、税務署と納税者及び税理士の間で電子データのやり取りが可能なシステムの構築を目指すこと。

## (その他)

### 6. 電子申告実施後に納付書の発行を可能にすること。

QRコードを利用したコンビニ納付は利用可能額が制限されているため、ダイレクト納付やペイジーを利用しない納税については、金融機関で納付可能な納付書を受信通知等からダウンロードする等の方法によって入手可能となることを要望する。

## **7. システム変更を早急に行うこと。**

Windows 等の OS 及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。特に、ブラウザソフトについては、確定申告書等作成コーナーと同様に Google Chrome や Firefox など、一般的なシェア状況に応じ、推奨環境を拡大すること。

## 【要望項目】

### （システム改善要望）

#### 1. e-Tax ソフト（WEB 版・SP 版含む）や確定申告書等作成コーナーについて、利用者の利便性に重点を置いた改善を図ること。

国税庁が提供する e-Tax ソフトを含めた各システムについては、民間の会計ソフトでは対応していない申告・手続が網羅されていることや、確定申告書等作成コーナーは税務支援事業で使用する機会が増えている。

このことから、本会に対して、各税理士会から寄せられた e-Tax ソフト等に関する改善要望を、利用者である納税者及び税理士（税理士会）の利便性に重点を置いた「システム改善に関する要望事項」として取り纏め、共有するので、これを踏まえ、今後の利便性向上策をご検討いただきたい。

### （利用者識別番号）

#### 2. 利用者識別番号を失念した際の手続きについて改善を図ること。

利用者識別番号を失念した際は、変更届出書を提出して郵送での回答を待たなければならず、申告期限までに電子申告を行えないケースが想定されるため、問合せ窓口を設けるなど速やかに確認できる手段を講じること。

### （暗証番号）

#### 3. 暗証番号を失念した際の手続きについて改善を図ること。

暗証番号を失念した際に、「秘密の質問と答え」の設定を行っていない場合は変更届出書を提出して郵送での回答を待たなければならず、申告期限までに電子申告を行うことが出来ないケースがある。このため、暗証番号を失念した全ての者へ即時通知がされるよう改善を望む。

### （利用可能時間）

#### 4. 利用可能時間を拡大すること。

e-Tax の利用可能時間について、更なる電子申告による優位性・利便性の向上を図るため、24 時間 365 日の利用が可能になるよう要望する。

### （電子納税・ダイレクト納付）

#### 5. 電子納税・ダイレクト納付について改善を図ること。

##### （1）ダイレクト納付手続きに関する改善

ダイレクト納付手続きは申請から完了まで 3 週間から 1 カ月程度を要することから、ダイレクト納付届出書の電子申請を可能とするなど手続きの簡略化及び期間の短縮を図ること。

## **(2) 対応金融機関の拡大**

より一層の利便性向上のため、農業協同組合やネット銀行などすべての金融機関でダイレクト納付ができるよう働きかけること。また、令和元年10月から稼働予定の地方税共通納税システムで利用可能な金融機関へは速やかに対応すること。

### **(納付手続き)**

#### **6. コンビニ納付 (QRコード) について。(新規)**

QRコードを利用したコンビニ納付について、利用可能コンビニを拡大すること。

#### **7. 納付手続きの拡充について。(新規)**

急速に普及しつつあるQRコード決済を含む電子決済に対応すること。

### **(その他)**

#### **8. e-Tax で利用可能な税目を拡大すること。**

電子申告制度が、納税者の利便性向上の観点から導入されているものである以上、基本的にはできる限り多くの税目をその対象とすべきである。令和元年10月より、相続税の申告への対応が予定されているが、現在e-Taxを利用できない所得税の準確定申告等についても早急に対応すること。それにより多くの納税者が電子申告のメリットを享受し得るものと考えられる。その上で、例えば申告の起因となる事実の発生が臨時・偶発的であって、継続して申告書の提出が必要でないものであったとしても、可能な限り電子での受付が可能な体制を構築するよう要望する。

#### **9. エラーメッセージについて改善すること。(新規)**

利用者識別番号を誤って入力している可能性がある場合に表示されるエラーメッセージ(エラーコード:HUU0176E)について、チェック項目の詳細が公表されていないため、原因の特定に時間を要している。このため、チェック項目の開示や、エラーメッセージの修正など、原因が特定しやすいよう改善すること。

#### **10. 上記以外のシステム面等に関する要望事項について継続的に協議の場を設けること。**

上記以外のシステム面等の要望事項については、国税庁と日本税理士会連合会との間で継続的に協議の場を設けること。

### **(地方税との情報連携の徹底)**

#### **11. 国税と地方税の情報連携を徹底すること。**

「デジタル・ガバメント実行計画」や「デジタル手続法」でも示されている通り、行政手続き全体のオンライン・ワンストップ化が進められているなかで、e-TaxとeLTAXについても情報連携だけにとどまることなく、最低限、eLTAXとe-Taxの受信窓口を一本化するなど、両者を統合した一つのシステムで運用されることが望ましい。

以上